

西之表市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン（案）
に関するパブリックコメント実施結果

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。

【意見募集期間】 平成30年11月5日（月）～平成30年12月4日（火）

【意見提出の状況】

（件数）

直接持参	郵便	F A X	メール	計
			1	1

【意見の概要と市の考え方】

意見の概要	市の考え方	意見への対応 (素案への反映)
<p>「5 発電設備の設置における配慮事項」中「(2) 良好な景観の保全」の「ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。」に関して、風力発電設備については、低明度及び低彩度とすると、一般的に環境融和色とされる色彩と異なる可能性があるため、記載を変更すべきではないか。</p> <p>※参考情報として、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」では、「背景が空、水面等の場合は、むしろ灰色等の無彩色がなじみやすい」、「特に風車や付帯する送電鉄塔は、多くの場合において背景が空となることから、茶系統よりむしろ明灰色を基本とした方が良いともいえる。」とあることから、環境融和塗色とされる色彩の明度が低いとは言えない。</p>	<p>本市では、今回寄せられたご意見について、本ガイドライン（案）への反映について、庁内の関係課において検討いたしました。</p> <p>検討の結果、ご意見のとおり、記載内容について変更すべきであると判断いたしました。</p> <p>修正については、寄せられたご意見と「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」を参考にいたしました。</p>	<p>※意見を踏まえて修正・反映した箇所については、以下のとおりとなります。</p> <p>「5 発電設備の設置における配慮事項」中「(2) 良好な景観の保全」の「ウ 色彩については・・・」に係る箇所の修正</p> <p>(修正前) ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。</p> <p>(修正後) ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮し、太陽光モジュールは、屋根などと一体に見える明度・彩度の低いものか、低反射で模様が目立たないものを使用し、風力発電設備は、白又は薄い灰色を基調とするが、地域特性に応じて適宜色彩等に配慮すること。</p>